

年少労働海外資料第二十九号

昭和二十八年四月

アジア諸國における年少労働者の保護に關する技術會議の報告

労働省婦人少年局

は し か き

年少労働者の保護の問題は、いずれの国においても、労働保護上第一に当面するところである。

漸く立上ろうとするアジアの多くの国々においては、現在年少労働者の保護を如何にして適切に行うべきかの問題に悩んでおり、この報告書の冒頭に記されてあるように、一九四七年及び一九五〇年のアジア地域会議で、このことが取上げられ、その解決の途について、I.L.O.の援助を求めたのであつた。そこでI.L.O.としては、アジア諸国の代表の多集を求め、この問題について研究したのが、一九五二年十二月一日から十日まで、セイロン国キャンディで開かれた、コアジア諸国における年少労働者の保護に關する技術会議であつた。この技術会議には我が国からは、工務年少労働課長が出席した。

ここに叙出したのは、右の技術会議において纏められた報告書で、この報告は、一九五三年九月東京で開かれることになつてゐるI.L.O.アジア地域会議に対する提出資料として用意されたものである。

この報告は、アジア諸国の年少労働が当面する諸問題を知り、その解決の示唆を得るためのよい資料となるであらう。

昭和二十八年四月

婦人少年局

年少労働課

アジア諸国における年少労働者の 保護に関する技術会議の報告

(一九五二年十二月一日—十日　セイロン国キヤンデイにて)

1. 年少労働者の職業準備に關連する　アジア地域における年少労働者の保護に關する技術會議は、一九四七年のアジア地域會議予備會議で行われた「ILOの事務局は、關係諸國政府の援助を得、アジアの年少労働者間の問題を研究すべきである」という要求及び一九五〇年のアジア地域會議によって採択された、「保護法規の最終な施行が年少者の雇用可能性に及ぼす影響について、詳細に研究すること」を要請する決議に従い、ILO理事會により招集された。この會議はまた一九五三年のアジア地域會議の議題に組まれているこれらの問題を更に討議する序曲としての役割をも有するものであつた。

2. 参加國は澳洲・ビルマ・セイロン・フランス・ヘフランス連合、香港、印度、インドネシア、日本、マレー連邦、パキスタン、シンガポール、連合王國、ヴェトナムであつた。ユネスコ及び世界保健機構(W・H・O)は代表を送り、又非政府國體たる國際自由

労連及び国際キリスト教労働組合連合はオアザーバーを送つた。出席者の氏名及び職務の一覧表は、添付されている。(名送付略)。

3. 会議はセイロンの労働大臣 M. C. M. カリール博士によつて開会され、議長に M. ラジャナヤガム氏(セイロン)を、副議長に S. T. メラニー博士(印度)及びタタンダマハムード氏(インドネシア)を、報告者に K. S. マハムード氏(マキスタジ)を選出した。E. L. O. のフェアチヤイルド女史が会議の書記長の役を勤めた。会議は十一回開催した。

4. 理事会が会議事項としてそのを項目に応じて、四種の会議資料が事務局の手で予の準備され、次の順序で討議された。

- (1) アジア諸国の労働力の必要に関連しての年少者の活用。(2) 一般基本教育及び義務教育の、児童、年少労働者の職業準備及び保護に対する関係。(3) 職業指導、職業訓練、技能者養成及び職業紹介業務に関するアジア諸国における年少者の必要と問題。(4) ①工業、②非工業的職業及び手工業、③農業におけるアジアの児童労働及び年少労働者保護に関する問題。

提起された問題は極めて密接に相互関係があるので、関連づけて追究することがこれらの問題を解決する第一条件である、と本会議は考えた。

5. 国際労働会議で採択された条約及び勧告、特に就業許可、職業訓練及び技能者養成、雇用サービス組織、職業指導及び年少労働者保護に關する条約及び勧告に定められてゐる諸原則、アジア地域會議で採択された關係ある決議及びこれらの問題を取扱つた過去の技術會議における結果等にも照して、本會議はアジア諸國の現在の立場及び諸問題を検討した。

6. 討議中強調されたことは、年少労働者の雇用上の地位を改善できる程度は、いずれの國においてもこれらや他の必要を満すべき資源に限りあるため、制限がある、ということとであつた。急速に人口が増加するため情勢は、また悪化した。資源は、経済的發展によつて一般の生活水準を向上する計画を実施するに従つてのみ増加できるが、これらの必要性は緊急であり、即時実行を要する。これらの計画の成否は生産性の増加に向けられた労働力をもつと効果的に使用するか否かに依る程度依存してゐる。年少労働者の雇用に規制し、年少者の経済的機會を拡大する方策は、これらの目的に大いに貢献することができよう。

7. 本會議の議題はこれらの一般的な社会的、経済的必要に關連して討議された。討論は、本會議の主な結論は次のとおりである。

(1) 初等教育をすべての児童に施すべきで、できるならば、十四才までは全日制教育を行ふべきである。このような設備をするための資源は限りがあるので、現存する資源を最大限に利用すべきである。全日制教育を一時的に行い得るようになるまでは、年少労働者に定時制教育^{パートタイム}を行い得るかどうかを考慮すべきである。

(2) 初等教育は実用的傾向を顕著に帯びるべきである。有能な年少者が、たいホワイトカラーの職業をけでなく、農業と工業における実用的且つ技術的な仕事に就くように準備され、奨励されるべきである。

(3) 初等教育修了後直ちに職に就かない年少者に対しては、中等教育を受けられるようにすべきである。その中等教育は、職業及び技術訓練をその中に含み、理論型の教育と同等の地位を与えられ、又熟練労働者に対する現在及び将来の需要に関連して企画されるべきである。

(4) 若し必要とあれば、適格な年少者が就職する前に職業的、技術的教育施設を利用するのを奨励するよう、財政的その他の援助を与えるべきである。技術訓練又は職業訓練を受ける生徒は、それらの訓練から益を受けるに足る資格及び適性を有することを十分に確かめるよう、注意深く選考すべきである。

(5) 初等及び中等教育を終えて就職する年少者の必要とする助言や援助は、教師及び職業安定機関が与えることができる。年少者の雇用及び職業指導の計画が十分に発達する時期まで、職業安定機関職員及び教師の訓練の中に年少者雇用の題目を含めべきであるし、又篤志労働者を十分に活用すべきである。現存施設の枠内で年少者にこの種のサービスを提供することに特に重点を置くべきである。雇用及び職業に関するあらゆる役立つ資料を十分に利用すべきであるし、これらの情報を蒐集し、周知徹底する方法を発展すべきである。

(6) 年少労働者の訓練（必要ならば、定時制教育の継続を含む。）に対する責任を引受けるよう、使用者を奨励すべきである。この訓練は、特に技能者養成の形態をとる時には、規制すべきである。

(7) すべての児童が就業の最低年令に達するまで全日制義務教育の施設を利用できなければ、年少者の就業許可に関する法規は、実施しても効果がない。しかしながら、年少労働者を保護する法規の範圍を拡張することは望ましいことであり、初等教育の施設をどれ程利用できるかということと直接関連さすべきである。

(8) 少年及び少女は、その特殊の必要、関心及び個性を考慮の上、同等の機会を持つべ

きである。

(9) 全般的な社会発展計画及び農業拡大計画の企画及び実施に際しては、適當であれば児童及び年少者が必要とするものには特に注意を払うべきである。

(10) 上述の目的を達成するには、すべての関係当局の賛同及びすべての施設の完全利用が必要である。しかしながら、政府の活動だけでは進歩を遂げることができないので、政府の政策に対する支持と奨励、中でも父兄、教師及びその国体、労働使団体及び児童や年少者の福祉に関係する篤志団体等から求めるべきである。

413 技術援助拡大計画に基いて、上列の及び他の国際機関を通じて政府に与えられる援助は、アジア諸国の全般的、社会的発展のための資源、必要及び計画に準拠して最大限に利用すべきである。特に、E・I・O・P・J・A地域事務所は、年少労働者に因する業務を強化して諸国政府に重要な援助源を提供する。専門家援助、フェローシップ及び特別な訓練の機会が与えられる際は、アジア諸国はこれらの援助から最大限の恩恵を獲るよう努力すべきである。

初等教育と義務教育

(八)

8. 適当な初等教育は、児童労働を除去するのに必ず伴うものとしてすべての児童に必要なものであるし、又児童がその上の職業訓練を受けるに必要な基礎をもつため且つ将来において進歩できるようにするものに必要である。無償の義務教育をすべての児童に拡張することは、財政上の困難、孤立村落もあること、言語の差異及び一般の貧困等のために非常に妨げられてゐるけれども、優先的に取扱うべきである。すべての児童に無償での義務教育を与えるべきで、このような準備は、できるならば、且つできる限り速やかに、十四才まで延長すべきである。

9. 小学校の課程は、アジアの多くの学校で現在多く行われている純理論的且つ学究的内容よりも、極く實際的な傾向をもつべきである。これによつて児童は学校に興味をおぼえ、親達はその子供の直接の収入又は労働をあてにしにくならう。それは又、大部分が文盲である親達が、教育は一家の経済的責任力を増加する方法として価値があることを認識させるのに役立つであろう。このような實際的な傾向は、児童がその共同社会及び地域の経済生活に親しむのに役立つべきである。従つて、農業問題及び手工業をこの極の課程中に適度に包含すべきである。このような課程を、児童又は年少者が——一方に

おいて後日の職業的、技術的準備に必要な条件である實際的能力を、工場その他の事業所

を奨励するといふような方法で促進させながら——技術的・手工的仕事に興味と敬愛を覚えるような方法で、教えるべきである。有能な生徒を農業及び工業に吸引することの重要性をもつと認識する必要がある。

10. 人口増加率の高いこと——これは現在アラブ諸国の特徴であるが——に鑑みて、国民の必要を満たすために教育を拡張する計画を行うには、既存施設を最高度に利用することの必要を認めるべきである。例えば、二部授業、夜間学級、戸外授業、散在し近接していない村落に対する移動授業班、商業で実務的な技能の利用等のような工夫を行うべきである。同様に、荘園や他の孤立した大規模企業においては、使用者は自分のところで働く労働者の子弟のために学校を設けるのを援助する必要があるろう。

11. 望ましい軍令の者に義務教育を直ちに与えることができないう場合には、採用されていゝる児童及び年少労働者は定時制教育をばるべく労働時間中に、与えるべきであり、また、このような定時制教育には一般的・理論的科目と共に実務的・職業的科目を含むべきである。年少労働者の教育上、技術上の資格を向上することに使用者の関心を喚起し、その能力を得るべきである。

12. 父兄にとつても児童にとつても、保健教育は、将来労働者たるべき者の一般的健康を

向上し、個人衛生及び環境衛生の習慣並びに身体障害又は疾病の危険を少くすること
 を教へ込むようになるので、普通教育の不可欠の部分として教へるべきである。学校は自
 ら設備をもち訓練することによって、安全な飲料水や衛生的施設を使用するよう範を示
 し、且つ適當な栄養を増進するようにすべきである。

- 13 教師の地位と労働条件を改善することは、優秀な職員を充分に募集し、保持するの
 必要である。更に、教師の訓練に當つては實際的事項、保健教育や学校及び社会關係に
 注意を払うべきである。というのは、これらことはすべての学校にとつて不可欠であ
 るからである。教師の不足はパートタイムの需要——例えば、うまく手配できる場合
 には、余暇又は休暇期間を教へるために雇んで捧げる大学生のような——を使用するこ
 とによつて、部分的には克服できよう。

- 14 教育によつて、児童やその父兄達に自分達の社会的、経済的環境を理解さすべきであ
 り、又基本的教育計画や社会発展計画のような方法を通じて、自分達の生活条件を改善
 するよう、市民及び労働者として自覚させるようにすべきである。教育、労働及び衛生
 の各分野の主務官庁は、全国的、地区的及び市鎮のあらゆる段階で展開して活動すべき
 ある。

職業訓練

15. 年少者に対する職業訓練の計画的組織を確立するのは望ましいことである。

これを確保するために、職業訓練と普通教育の主務官庁の仕事と調整するよう、
適当な行政措置を講ずべきである。

16. 公立及び私立の現存訓練施設を定期的に監査し、技術及び学力の点において至適の
各分野が実際必要としているところに従つて訓練を必ず行つてゐるようになすべきである。

17. 例へば、年少者のために夜間学校や定時制の昼間学校^{パートタイム}をもつよう訓練施設を拡張
するような方法によつて、現存訓練制度を最大限に利用すべきである。

18. これらの訓練制度の機能、特にそのもたらす成果、授業科目及び訓練生の効果的な監
督に対する取極め等について、定期的に調査を行うべきである。

19. 使用者は訓練の準備に参加すべきであり、監督を受ける技能者養成計画や訓練計画を
個人的にもあれ、校同してでもあれ、樹てるように誘われるべきである。これは例え
ば、税を軽減するとか、必要ならば法律上義務づけるといふような方法で行うことができよう。

このようは訓練には、技術的及び理論的項目を含むべきで、技術訓練所又は工業的事業所では、教える能力と実地の至教とを兼ね備えた監督者又は転長によつて教育を施すべきである。これらの課程に特定の時尚出席することを義務づけることが必要である。

20 中学校のよい田舎では、農業生産の方法を改善し、村民の資源を増加し、郡会地成に移動するのを緩和するために、一般的基礎農業、家内工業、少年少女のための農業技術及び家事について職業訓練課程を設けるべきである。このような課程の原料の獲得及び生産品の販売には、民間団体が援助できよう。

21 雇用の条件及び身分は、教える能力のある、経験者が職業訓練員になるに足るものとすべきである。

22 職業訓練所の課程の中に、生徒達の選んだ仕事に同僚のある保護法規についての知識を含むことは、このような法規の施行に役立つものである。同様に、適切な安全措置を教えることに充分な注意を払うべきであり、これら安全措置は学校内では厳格に実施すべきである。

23 職業訓練を受けるようにするために、次のような誘因を必要に応じ、又必要な場合に採り入れるべきである。すなわち、無償の職業課程を設けること、一嘗研鑽するためのスカラシップを設けること、必要な物品、道具及び作業衣を職業訓練施設が提供すること、田舎からの生徒のために住居に關する課程を設けること、特定範圍外に住む生徒のための輸送の便宜を設けること及び無償の給食を行うこと等である。

24 不合格者の数を減らし、入所者の熱心と適性とを確保し、訓練を迅速にし、到達できる技術水準を向上するために、訓練生の選考に注意を払うべきである。

25 職業訓練を担当する技術的、行政的及び監督的立場の職員に對し注意を払うべきである、この訓練には、基本的課程、再教育課程及び事業所の組織的見学を含み、習う仕事や技術が實際上必要ものであるようにすべきである。

26 訓練と産業の要求との必要は調整を確保すべき高次の手段として、労、使団体及び教育当局を代表する諮問委員會を、できるだけ発達さすべきである。

年少者の就職と職業指導

(二四)

27. 特別の施設を設置するに際しては、例えは、財政の不足や職業情報及び雇用情報の欠如、資格を備え且つ訓練を受けた雇員の不足、雇用及び職業訓練の機会が十分でないこと並びに各種機関と組織間の調整の欠如——は、一般の雇用業務の拡大及び改善に当つては、かかる障礙と相似ている。にも拘らず、学校、一般の雇用機関、その他関係ある政府及び社会の機関を活用することによって、現存施設の範囲内で年少者に特別の注意を払うように従事する努力を払うべきである。これら実務的職業指導業務の発展に対する責任は、雇用機関が特に負うべきもので、その活動に当つては使用者及び労働者の組織並びに社会事業家は勿論、教育当局や大学と密接な協力をするべきものである。

28. アジアにおける職業訓練の機会が不足のために、訓練生又は技能養成工の就職の可能性は限られているが、雇用促進機関、訓練当局及び使用者間の一層密接な協力、現状においてさえ、多くの人的無駄を除き去るのに役立つており、従つてかかる協力は奨励されるべきである。使用者は、年少者の雇用見込を改善することができるとどうかを、慎重に検討すべきである。

29 年少者のために活動する各種機關の向の能力の欠如は、能率と至濟のために改めるべきである。この事務の責任は、年少者の就職を担当する政府機關がとるべきである。年少者問題に社会の注意を集中すべきであり、又問題の解決に當り、一般の能力は関心ある向すべてを代表する諮詢機關を設置することによつて得られる。

30 雇用機会と訓練施設に關し、職業指導を行う上に必要の道具を準備するには、或る實際的な仕事を行うことが必要である。このようにして、例へば、至濟的發展によつて影響を受けると思われるような工業、農業及び運輸等の諸部門のように、追加受雇を必要とする雇用分野における實際の欠乏並びに予想される需要に關する情報の蒐集には、特に注意を払う。又、保健事業、救護及び社会事業のように、募集の必要が特に大きいような種々の特定の職業については、メモや雇廠解説のパンフレットを作成し、広く配布する。種々の仕事の資格及び至濟の必要條件に關する情報並びに特定の資格と至濟とで得られる仕事の範圍を示す情報は、これを蒐集し、分析し、発表すべきである。

31 雇用の機会や職業訓練施設があつて年少者が指導を受けようと思へば受けることができる。又、現存する雇用施設が必要の人費を供給できるような大きな都會会地におけると同様、職業指導が最も切實に必要な地域において職業指導を始めるべきである。職業指導の目的に關する理解や評価をもつと普及する必要がある。

32

奨學制度

段会又はゼミナール等によつて振興を訓練することに特別の注意を払うべきである。このような訓練は、初期の段階においては、簡単な目づ實際的は相談教師を教えることに限られる。しかしながら、必要が起るかも知れない新課程のたのみに、更に高度の教授を遂つて準備する道を設けるべきである。

年少労働者の保護

33

年少労働者の保護は可成り進歩をみせてきたことは認められるが、一方では時期尚早の児童労働を除去し且つ年少労働者の健康及び正常の肉体的発育に好ましくない労働条件から年少労働者を保護する法規は、多くの場合工業、それも特に比較的大企業にのみ適用されているのは注目された。普通教育及び職業教育の施設が漸次利用できるようになるに従い、現在法規の適用を受けていない事業場や職業に雇用されている者にも法則保護を漸次拡張するとの、絶えず情勢を検討すべきである。

34

時期尚早の児童労働及び好ましくない労働条件のもたらす危険によつて起された与論が、現在法律の適用を受けていない年少労働者に対して保護の手を伸すことを要求し、支持するに伴つて、以上の努力は相當に促進されるであろう。従つて、主務官庁、公私団体及び機関は、年少者の労働条件を調査すべきであり、このような調査の結果は

これを固知させるべきである。

35. 雇用できる最低年令を適当に定めることは、アジア諸国においては最大の関心事たるべきである。この年令は、義務教育の終了する年令を十分に考慮して定めるべきであり、又無償の教育施設の発達に伴つて、工業及び非工業的職業における最低年令を漸次高のるのと同様に、法律の適用を未だ受けていない雇用にも最低年令要件を平行して拡大すべきである。実行できる場合、又学校施設が在る場合は、就業許可の一般最低年令を十四才に定めることを眞面目に考慮すべきである。しかしながら、十四才まですべての児童を教育できるように国の教育制度を拡大することはさて置き、当座の方法として、もっと低い年令へ例えば十二才で児童を就業させることは、保護法規の適用外の職業においては、規制すべきである。

36. 若干のアジアの国々において広くみられる概して不十分な保健水準に鑑みて、身体検査によつて年少者の肉体的就業適性を決定することは、特に重要であると考えられる。事情が許すならば、目下のところ設けられておらず、且つ健康に対する過労又は危険を含む職業についても、これらの要件は、採り入れるべきである。

37. 求職者の年令を決定するのに役立つ出生登録の国家制度はアジアのすべての国々で採

用されてゐるわけではなく、アジアの多くの国々には、年少者の外見上の年令が身体検査によつて定められうるに過ぎない。この方法は、年令を定める他の方法が発達してゐない場合には役立つけれども、できる限り早い機会に、義務出生登録を採用すること、又は出生登録が国土の特定の部分においてだけ必要になつてゐる場合は、この制度を拡大することの可能性を真剣に考慮すべきである。

38 然るべき実施官庁が就業許可要件の実地の適用を監督し易くするために、できる場合には、諸々の就業許可要件が充足されとすることの法的証拠が確認できる就業許可書の形式で、証明書制度を確立することを真剣に考慮すべきである。このような書類は使用者が備付け、監督の便のために利用すべきである。

39 年少者が就業を認められた後、労作法規上成人と考えられる年令に達するまで年少者を保護することは、その健康を確保し且つフリーエーションを行うための又上級の普通教育及び職業教育を受けるための要求を満たすのに重要である。定期的身体検査による年少者の身体的適性の監察の継続、危険な仕事の禁止又は規制、夜業を含む労作時間の規制、一日及び一週間の休憩期間並びに年休を含む適当な休憩および休息に因する規定は、この種の条項が未だ適用されてゐない職業に、そして年少労働者の雇用機会に逆効果を及ぼさない形式で、事情が許すに從つて採用すべきである。

40. 児童及び年少者を家事に使用することについて規制することは、雇用条件が一般に不満足であることに鑑み、特に考慮を要する。従つて、不当な待遇を漸次除くために現状を検討する必要がある。

41. 年少労働者の保護基準の適用を監査するための各種の手筈の中には、できる限り、特別に訓練をうけた取組のこゝろを含むべきである。

議長

M・ラジャナヤガム

報告者

K・S・マハムード

一九五二年十二月十日　セイロン・キャンデーにて

